

令和5年12月「鏡野町子ども基本条例」を制定しました

このまちで暮らす子どもたちは、鏡野町の宝であり、希望であり、一人ひとりが基本的人権と多様な個性や可能性を持つ、かけがえない存在です。

この条例は、未来を創る子どもたちの最善の利益を尊重する指針として、まちの子ども施策に関する基本的な考え方を示すものです。条例に定める主な内容は、次のとおりです。

基本理念

子どもが安全で安心して育つま
ちを実現するための基本理念は次
のとおりです。

- 一人ひとりの子どもを権利の主
体として尊重すること。
- 一人ひとりの子どもの最善の利
益を第一に考えること。
- 一人ひとりの子どもに寄り添う
こと。
- 子どもを育てる家庭を支援する
こと。

子どもの権利

全ての子どもは、生まれた時か
ら次の大切な権利を持っています。
また、子どもは、自分の権利と同
じようにほかの人の権利も大切に
します。

【生きる権利】

全ての子どもは、大切な命が守
られ、生きる権利があります。虐
待、暴力、いじめや差別を受ける
ことがあってはなりません。

【育つ権利】

全ての子どもは、医療、教育、
生活などの支援、まわりの大人か
らの愛情や理解を受け、持って生
まれた能力を十分に伸ばし、自分
らしく育つ権利があります。

【守られる権利】

全ての子どもは、暴力や搾取、
有害な労働その他幸せを奪おうと
するあらゆる出来事から守られ、
安全な環境で安心して過ごす権利
があります。

【参加する権利】

全ての子どもは、ほかの人の権
利も大切にしながら、自分の意見

を自由に表現し、色々な活動に参
加する権利があります。

おとなの役割

まわりの大人は、子どもの意見
を大切にしながら、「どうするの
が子どもにとって一番良いか」と
いうことを考えます。

【保護者の役割】

保護者は、家庭が子どもにとっ
て居心地の良い場所となり、こど
もが愛情を受け、守られ大切にさ
れる安心感に包まれ、自己肯定感
を育くめるよう努めます。

【地域の人たちの役割】

子どもは、生まれ育った地域、
そこで暮らす人々、学校や園、利
用する施設等から様々な影響を受
けて成長します。地域社会がこど
もの豊かな人間性や社会性を育む
場であることを認識した上で、大
人や地域が社会のルールを子ども
に教え、互いに思いやり絆を深め
ながら、地域全体で子どもを見守
ることが大切です。また、子ども
を育てる保護者やその家族に対し
ても、同様に支援をしていきます。

【町の役割】

町は、子どもが安全で安心して
育つことができるまちの実現のた
め、町民等と協力し、次に掲げる
施策に取組みます。

- 子どもの意見を尊重し、子ども
が地域社会に参加できるように
支援します。
- 子どもに関する取組の情報を、
子どもにわかりやすく伝える
よう努めます。
- 子どもが安心して暮らせるまち
づくりに努めます。
- 子どもの権利を、子ども自身や
町民に周知し、理解を深める
よう努めます。

子ども まんなか

お問い合わせ先

鏡野町子育て支援課 担当…金平
電話(0868)54-2991
FAX(0868)54-2891